労災診療費算定実務講座

令和８年度



公益財団法人　労災保険情報センター

©2026 RIC All Rights Reserved

労災診療単価

課税医療機関	12円
非課税医療機関 （円未満端数切り捨て）	11円50銭

【原則】
診療報酬点数（健保点数）に労災診療単価を乗じて算定

労災独自の点数・金額

労災独自の算定方法

©2026 RIC All Rights Reserved

第1編

基本診療料等

公益財団法人　労災保険情報センター

©2026 RIC All Rights Reserved

変更 ◆ 療養の給付請求書取扱料

◆ 初診料

変更 ◆ 再診料

◆ 入院料

変更 ◆ 入院時食事療養費

©2026 RIC All Rights Reserved

変更

◆療養の給付請求書取扱料

©2026 RIC All Rights Reserved

変更 療養の給付請求書取扱料

２,２００円

療養(補償)等給付たる療養の給付請求書

業務災害　　様式第５号

通勤災害　　様式第１６号の３

再発 ・・・ 算定不可

©2026 RIC All Rights Reserved

変更 療養の給付請求書取扱料

２,２００円

ポイント①

転医始診 ・・・ 算定不可

療養(補償)等給付たる療養の給付を
受ける指定病院等(変更)届

業務災害	様式第６号
通勤災害	様式第１６号の４

©2026 RIC All Rights Reserved

◆初診料

- 初診料
- 救急医療管理加算

©2026 RIC All Rights Reserved

初　診　料

３,８５０円

- 災害の発生につき 算定

- 他保険等で継続診療中に労災保険の初診が行われた場合

➡ 初診料 ３,８５０円 算定可

©2026 RIC All Rights Reserved

初　診　料

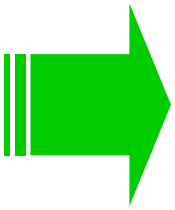
３,８５０円

●●●●●●●●

災害の発生につき 算定

労災で継続診療中に

新たな労災保険の初診が行われた場合



初診料 ３,８５０円

算定可

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

算定例１

健康保険(Ａ科)で継続診療中に、別の診療科(Ｂ科)で行った 労災保険の初診料

①健保の再診と別日の場合

健保A科
労災B科



同一の診療科でも
初診料 ３,８５０円算定可

②健保の再診

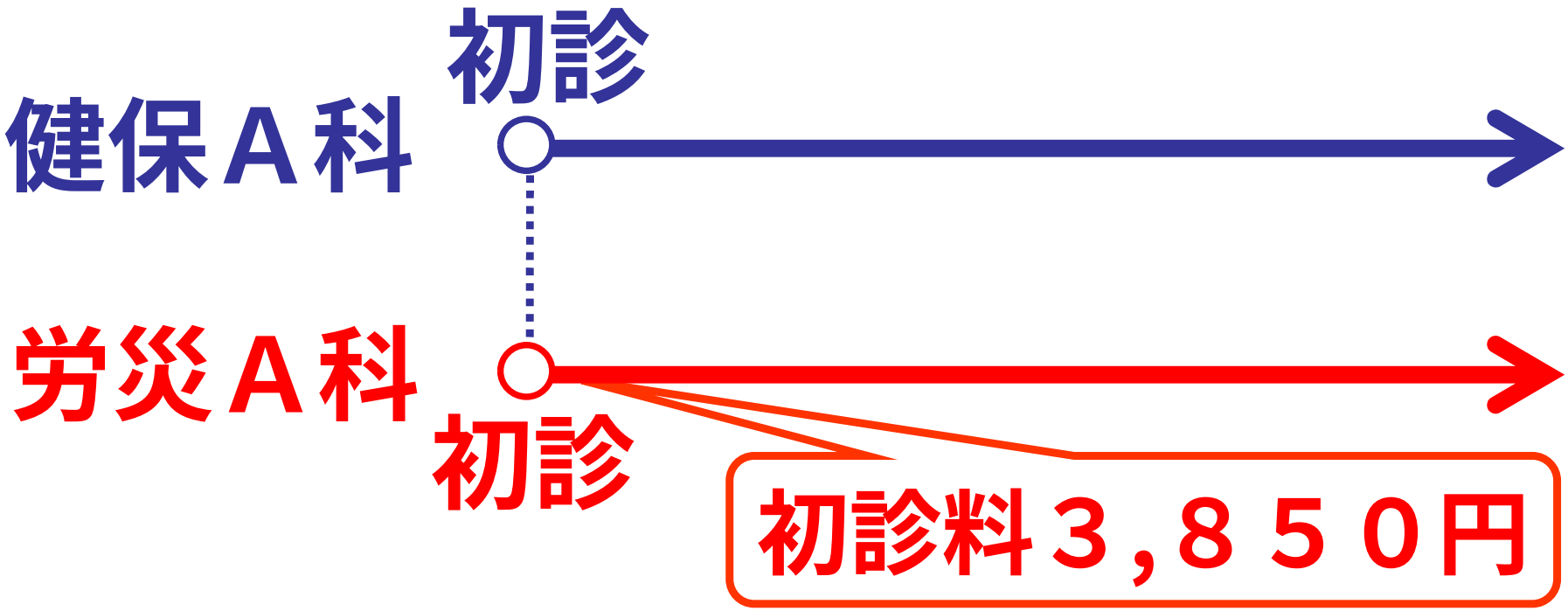
健保A科
労災B科



©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２

健康保険の初診(Ａ科)と同一日、同一の診療科で行った 労災保険の初診料

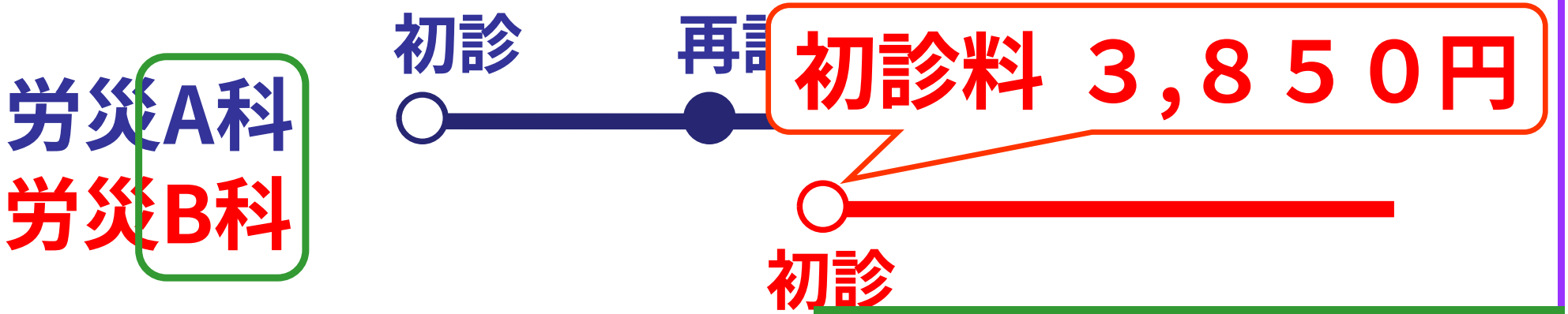


©2026 RIC All Rights Reserved

算定例３

労災保険(A科)で継続療養中に行った新たな災害 に対する初診料 (別の診療科(B科))

①A科の再診と別日の場合



②A科の再診と同日の場合

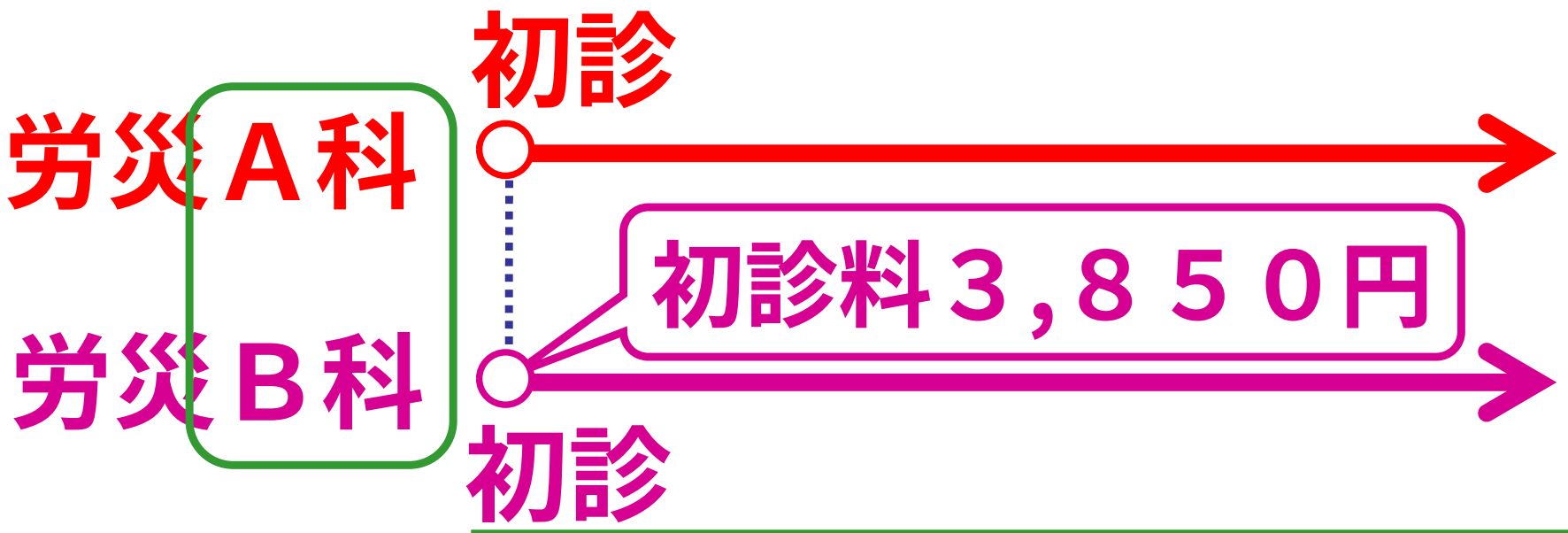
同一の診療科でも
初診料 ３,８５０円算定可



©2026 RIC All Rights Reserved

算定例4

労災保険の初診(Ａ科)と同一日に行った、新たな災害の発生に対する 労災保険の初診料(B科)



同一の診療科でも
初診料 ３,８５０円算定可

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例5

労災保険の初診(Ａ科)と同一日に、同一災害の異なる傷病で行った労災保険の初診料（B科）



©2026 RIC All Rights Reserved

救急医療管理加算

入院外　１,２５０円
入　院　６,９００円（１日につき）

７日間を限度

初診時に救急医療を行った場合に算定

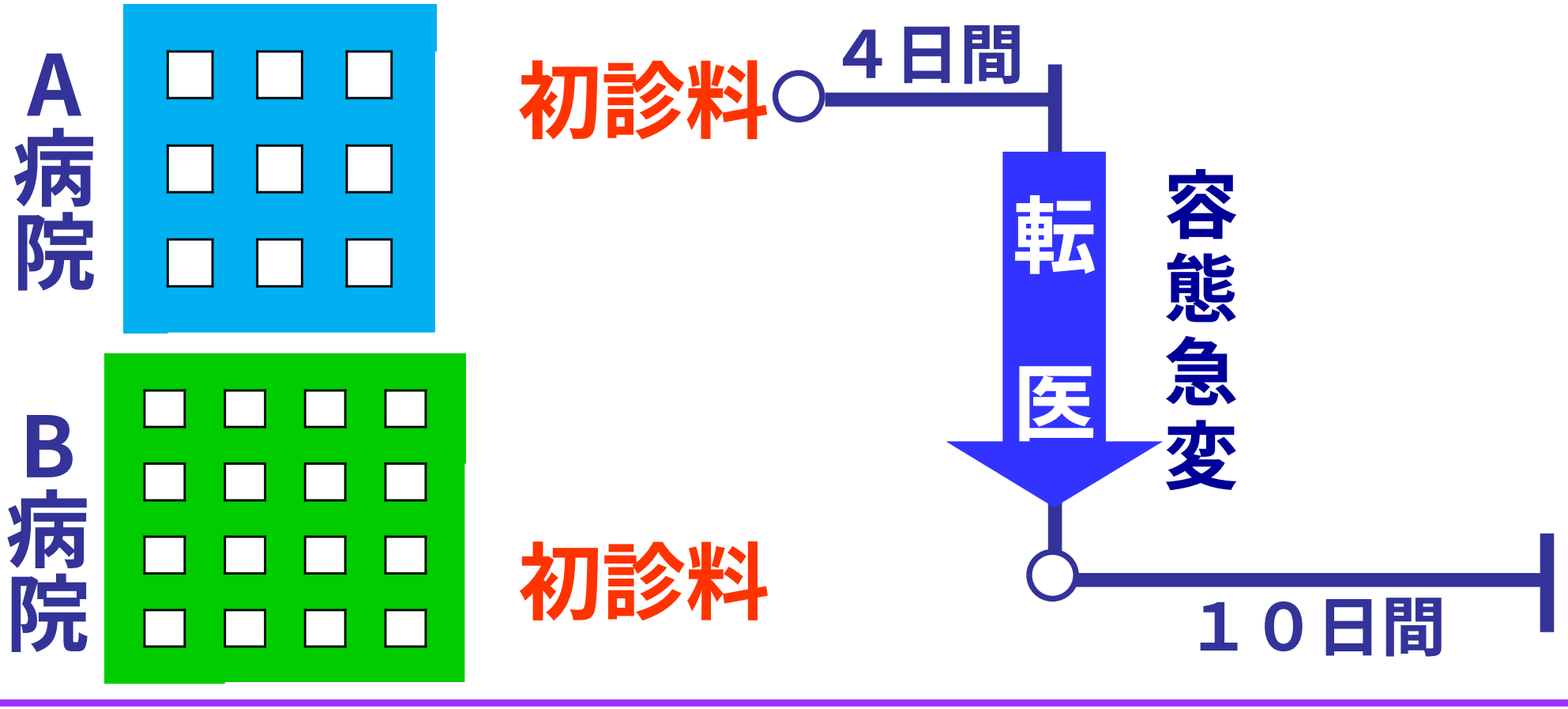
算定できない場合

・再発
・症状が安定した後の転医始診
・初診料(3,850円)が算定できない場合 等

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例2

A病院に救急搬送され、即日入院となった傷病労働者が、４日後容態の急変によりB病院へ転医し１０日間入院した場合
(いずれも初診料3,850円を算定する場合)



©2026 RIC All Rights Reserved

[療養の給付請求書]

A病院
初診
入院(4日間)

取　扱　料　2,200円
初　診　料　3,850円
救急医療管理加算(入院)
6,900円×4

容態急変

転医

[指定病院等(変更)届]

B病院
初診
入院(10日間)

取　扱　料　算定不可
初　診　料　3,850円
救急医療管理加算(入院)
6,900円×7

©2026 RIC All Rights Reserved

救急医療管理加算

入院外　１,２５０円
入　院　６,９００円（１日につき）

７日間を限度

ポイント

重複算定できないもの

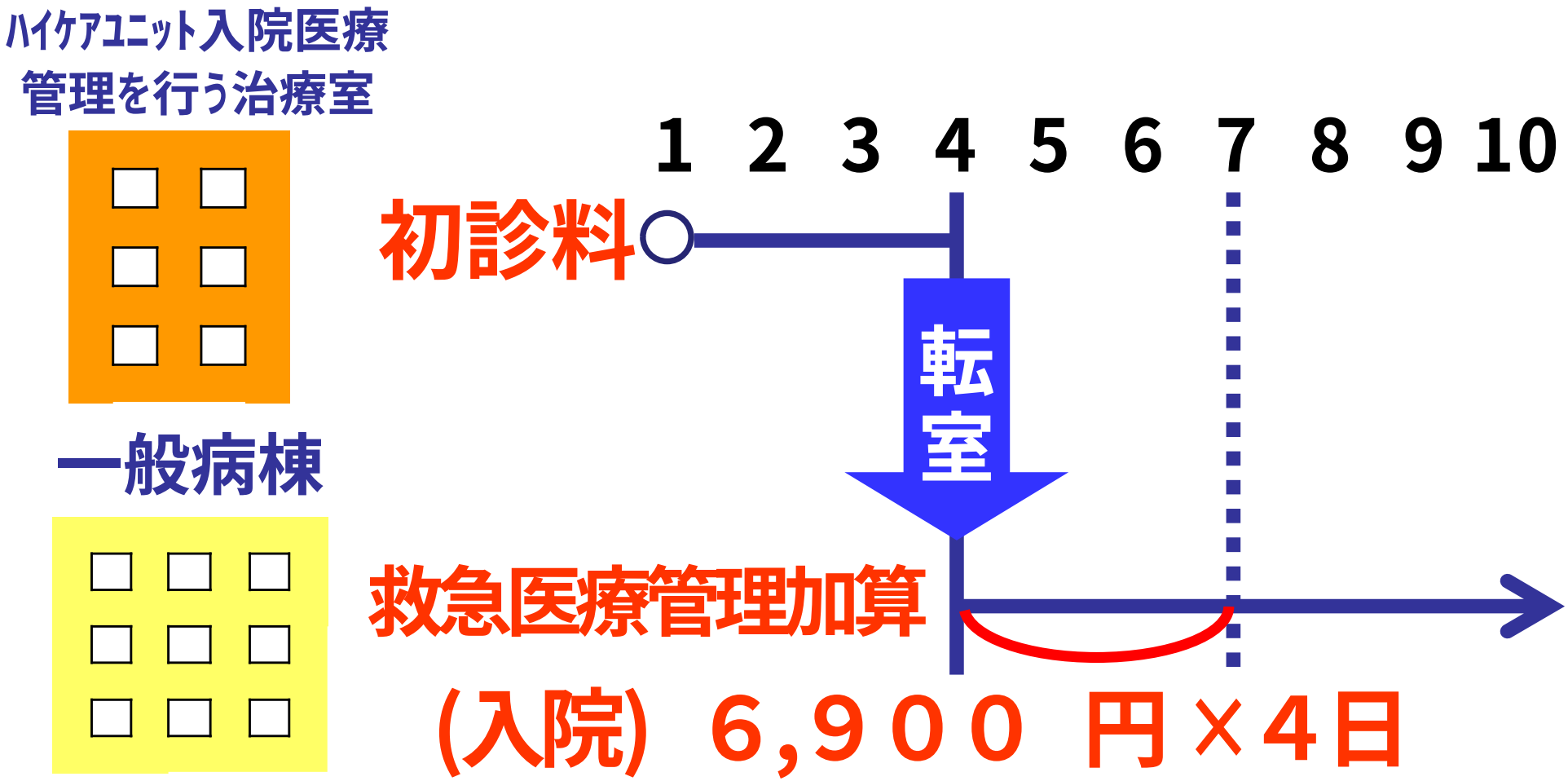
健保点数表「救急医療管理加算」
「特定入院料」

健康保険「保険外併用療養費
(初診時自己負担金)」

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例３

救急搬送され、ﾊｲｹｱﾕﾆｯﾄ入院医療管理を行う専用の治療室に即日入院となった傷病労働者が、４日後一般病棟へ転室した場合（初診料3,850円を算定する場合）



©2026 RIC All Rights Reserved

mini

Q&A

Q1 初診時において診察、投薬のみの場合でも救急医療管理加算は、算定できますか。
（初診料３，８５０円算定時）

A1 算定可

診療行為の種別に関わらず、救急医療を行った場合は算定できます。

©2026 RIC All Rights Reserved

mini

Q&A

Q2 初診時に救急医療が行われ、即日入院後４日目には状態が回復し、救急医療が行われなくなった場合、救急医療管理加算は算定できますか。（初診料３,850円算定時）

A2 算定可

入院の時点での状態が基準に該当すれば、その後病状が改善していても７日間まで算定することができます。

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

◆再診料

変更 ・再診料

・外来管理加算の特例

©2026 RIC All Rights Reserved

変更

再　診　料

１,４３０円

・一般病床２００床未満の医療機関

・一般病床２００床以上の医療機関の
歯科、歯科口腔外科

一般病床２００床以上の医療機関
（歯科、歯科口腔外科 を除く）

➡ 外来診療料　を算定

©2026 RIC All Rights Reserved

変更

再　診　料

１,４３０円

同一日　複数科再診

➡ ２つ目の診療科に限り、
７２０円を算定

＊その他の再診料に係る取扱い
（注８外来管理加算を除く）は
健保準拠

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例４

労災保険の再診（Ａ科）と同一日に、異なる診療科（B科）で健康保険の再診を行った場合（労災保険が主病）

➡ **主たる傷病について再診料**
もう１つの傷病について２科目の再診

労災保険　Ａ科　１,４３０円
健康保険　Ｂ科　　３９点

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例５

労災保険の再診（Ａ科）と同一日に、異なる傷病に対する労災保険の再診（Ｂ科、Ｃ科）を行った場合

労災保険	Ａ科	１,４３０円
	Ｂ科	７２０円
	Ｃ科	算定不可

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例５　レセプト記入例

診療内容	金額	摘要
⑪初診	円	＊複再 B科 720円×1
⑫再診 2回	2,150円	
⑬指導 回	円	
⑧⓪その他	円	
小計	㊐ 2,150円	

©2026 RIC All Rights Reserved

外来管理加算の特例

健保では外来管理加算を算定
できない処置等を行った場合

その点数が、外来管理加算の５２点に
満たない場合、外来管理加算を算定

©2026 RIC All Rights Reserved

外来管理加算の特例

外来管理加算の点数に満たない処置等が２つ以上ある場合

最も低い点数に対して外来管理加算を算定し、他の点数は外来管理加算の５２点に読み替える

©2026 RIC All Rights Reserved

外来管理加算の特例

A点 ＜ B点 ＜ 52点 ＜ C点

A点	B点	C点
外来管理加算 算定可	52点に 読み替え	外来管理加算 算定不可
A点＋52点	52点	C点

外来管理加算特例　読み替え

A点 ＋ 52点 ＋ 52点 ＋ C点

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

再診時に次の処置、検査を行った場合
（腰　部）消炎鎮痛等処置(器具)
（右　目）眼処置
細隙灯顕微鏡検査(前眼部)

労災

眼処置 25点 ＜ 器具 35点 ＜ 細隙灯顕微鏡検査 48点 ＜ 52点

外来管理加算 算定

５２点に読み替え

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

再診時に次の処置、検査を行った場合
（腰　部）消炎鎮痛等処置(器具)
（右　目）眼処置
細隙灯顕微鏡検査(前眼部)

	労災	健保
消炎鎮痛等処置(器具)	[読替]５２点	３５点
細隙灯顕微鏡検査	[読替]５２点	４８点
眼処置	２５点	２５点
外来管理加算	(特)５２点	算定不可
合　計	１８１点	１０８点

©2026 RIC All Rights Reserved

レセプト記入例

診療内容		点数
⑪初診	時間外・休日・深夜	
⑫再診	外来管理加算 52×1回 時間外 ×回 休日 ×回 深夜 ×回	52
⑬指導		
⑭在宅	往診 夜間 緊急・深夜 在宅患者訪問診療 その他 薬剤	
⑳投	㉑内服 薬剤 単位 調剤 ×回 ㉒屯服 薬剤 単位 ㉓外用 薬剤 単位	

診療内容	金額	摘要
⑪初診		㊮52×1
⑫再診 1回	1,430円	
⑬指導		
㊽その他		
小計	㊐ 1,430円	

摘要
㊵＊消炎鎮痛等処置(器具) (腰部) ㊮52×1
＊眼処置 25×1
㊼＊細隙灯顕微鏡検査 (前眼部) ㊮52×1

©2026 RIC All Rights Reserved

外来管理加算の特例

ポイント

<u>四肢以外</u>に行った創傷処置(100㎠未満)

➡ **４５点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象とすることができる。**

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２

再診時に次の処置を行った場合
（前額部）創傷処置　１０㎠

	労災	健保
創傷処置１	４５点	５２点
外来管理加算	特５２点	算定不可
合　　計	９７点	５２点

©2026 RIC All Rights Reserved

◆入院料

- 入院基本料
- 入院室料加算
- 病衣貸与料

©2026 RIC All Rights Reserved

入院基本料

入院の日から起算して２週間以内の期間
健保点数の１.３０倍

２週間を超える日以降の期間
健保点数の１.０１倍

ただし！ 初期加算等は除く
（入院期間に応じて加算する点数）

ポイント①　特定入院料 ・・・ 対象外

©2026 RIC All Rights Reserved

診療報酬点数表　第１章　第２部　入院料等

第１節　入院基本料

１.３０倍
（１.０１倍）

入院基本料
基本点数

＋

各種加算
※初期加算等を除く

＋ 初期加算等 ＋

第２節
入院基本料等加算

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例１

次の入院基本料及び加算点数を算定する場合、入院初日の入院料は？

療養病棟入院基本料	療養病棟入院料1入院料1	2,035点
	褥瘡対策加算1	15点
急性期患者支援療養病床初期加算（14日限度）		300点
臨床研修病院入院診療加算（協力型）		20点

第１節　入院基本料

１.３０倍

療1入院料1
＋
褥対１

＋

急支援
療養病床
初期加算

＋

第２節 入院基本料等加算

臨床研修病院
入院診療加算
（協力型）

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例１

次の入院基本料及び加算点数を算定する場合、入院初日の入院料は？

療養病棟入院基本料	療養病棟入院料1入院料1	2,035点
	褥瘡対策加算1	15点
急性期患者支援療養病床初期加算（14日限度）		300点
臨床研修病院入院診療加算（協力型）		20点

第１節　入院基本料

１.３０倍

療1入院料1
2,035点
＋
褥対１　15点

＋

急支援
療初
300点

＋

第２節
入院基本料等加算

臨床研修病院
入院診療加算
（協力型）
20点

©2026 RIC All Rights Reserved

入院室料加算

ア　重篤・絶対安静

イ　手術のため常時監視を要する

ウ　隔離の必要性

エ　普通室が満床
　　かつ　緊急に入院療養を要する

入院日から７日限度

©2026 RIC All Rights Reserved

入院室料加算

ポイント　重複算定できないもの

第２節　入院基本料等加算のうち
「重症者等療養環境特別加算」
「療養環境加算」
「療養病棟療養環境加算」
「療養病棟療養環境改善加算」
「診療所療養病床療養環境加算」
「診療所療養病床療養環境改善加算」

第３節　特定入院料

©2026 RIC All Rights Reserved

入院室料加算

医療機関の表示金額を算定

ただし！限度額あり

（１日につき）

	甲　地	乙　地
個　　室	１１,０００円	９,９００円
２人部屋	５,５００円	４,９５０円
３人部屋	５,５００円	４,９５０円
４人部屋	４,４００円	３,９６０円

©2026 RIC All Rights Reserved

病衣貸与料

１０点
（１日につき）

①患者が緊急収容され病衣を有していないため医療機関が病衣の貸与をした場合

②傷病の感染予防上の必要性から医療機関が患者に病衣を貸与した場合

©2026 RIC All Rights Reserved

変更 ◆入院時食事療養費

©2026 RIC All Rights Reserved

変更

入院時食事療養費

食事療養の費用額算定表の１.２倍
（１０円未満 四捨五入）

入院時食事療養（Ⅰ）　１食につき

① ②以外の食事療養を行う場合	８８０円
② 流動食のみを提供する場合	８００円

・特別食加算（②を算定する患者以外）　９０円

・食堂加算　１日につき　６０円

©2026 RIC All Rights Reserved

変更

入院時食事療養費

食事療養の費用額算定表の１.２倍
（１０円未満 四捨五入）

入院時食事療養（Ⅱ）　１食につき

① ②以外の食事療養を行う場合	７２０円
② 流動食のみを提供する場合	６６０円

©2026 RIC All Rights Reserved